

建築士事務所の監督処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第26条第 1 項の規定による処分をしたので、同条第 4 項において準用する同法第10条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年12月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 監督処分をした年月日

令和 3 年12月17日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

株式会社A. d e s i g N 二級建築士事務所

富山市豊田町一丁目 6 番47号

(2) 開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社A. d e s i g N

代表取締役 中村 智樹

(3) 建築士事務所の別

二級建築士事務所

(4) 登録番号

富山県知事登録第(1)2304号

3 監督処分の内容

建築士事務所の登録取消し

4 監督処分の原因となった事実

株式会社A. d e s i g N 二級建築士事務所の開設者である中村智樹氏が、令和 3 年12月17日付けで建築士法第10条第 1 項の規定により富山県知事から免許取消処分を受けた。